

令和 7 年貝塚市教育委員会会議
第 3 回定例会会議録

令和 7 年 5 月 22 日開会

令和 7 年 5 月 22 日閉会

令和7年5月22日（木）午後1時30分
貝塚市役所庁舎5階大会議室B

日程 番号	議案		事 件 名	備考
	種別	番号		
1			会議録署名委員の指名	
2			会期決定の件	
3	議案	24	貝塚市立学校通学区域審議会委員委嘱又は任命の件	
4	〃	25	貝塚市奨学生選考委員会委員委嘱又は任命の件	
5	〃	26	貝塚市立学校結核健康診断検討委員会委員委嘱の件	
6	〃	27	貝塚市立学校いじめ対策審議会規則の一部を改正する規則制定の件	
7	〃	28	財産を支払手段として使用する件	
8	〃	29	貝塚市社会教育委員委嘱の件	
9	〃	30	貝塚市地域学校協働活動推進員解嘱の件	
10	〃	31	貝塚市文化財保護審議会委員委嘱の件	
11	〃	32	貝塚市立公民館運営審議会委員委嘱の件	
12	〃	33	令和7年度教育費補正予算(第2号)の件	
13	〃	34	令和7年貝塚市教育委員会会議第2回臨時会会議録承認の件	

本日の会議に付した事件

1. 会議録署名委員の指名
2. 会期決定の件
3. 貝塚市立学校通学区域審議会委員委嘱又は任命の件
4. 貝塚市奨学生選考委員会委員委嘱又は任命の件

5. 貝塚市立学校結核健康診断検討委員会委員委嘱の件
6. 貝塚市立学校いじめ対策審議会規則の一部を改正する規則制定の件
7. 財産を支払手段として使用する件
8. 貝塚市社会教育委員委嘱の件
9. 貝塚市地域学校協働活動推進員解嘱の件
10. 貝塚市文化財保護審議会委員委嘱の件
11. 貝塚市立公民館運営審議会委員委嘱の件
12. 令和7年度教育費補正予算(第2号)の件
13. 令和7年貝塚市教育委員会会議第2回臨時会会議録承認の件

出席委員

1 番	新川 秀彦	教育委員会委員
2 番	後上 史子	教育委員会委員
3 番	幾田 邦華	教育委員会委員
4 番	西村 卓也	教育委員会委員

議案説明のため出席した者

教育部長	藤原 薫	教育部参与	荒木 規夫
教育総務課長	岸本 彌和子	学校教育課長	永井 隆幸
学校教育課参事	松井 大祐	学校教育課参事	西原 和隆
社会教育課長	原 千恵子	社会教育課参事	地村 邦夫
スポーツ振興課長	仮屋 良太郎	青少年教育課長	岩本 成正
中央公民館長	甲斐 裕二	図書館長	橋口 真一郎

事務局職員出席者

岸本 彌和子	教育総務課長
松浪 京子	教育総務課長補佐
山下 豊	教育総務課主査

午後 1 時30分開会

○教育長職務代理者（新川 秀彦） ただいまから、令和 7 年貝塚市教育委員会会議第 3 回定例会を開きます。

これより事務局に本日の教育長及び委員の出席数、欠席者等の報告を求めます。

○事務局（岸本 彌和子） ご報告申し上げます。

本日は、教育長が欠席のため、教育長職務代理者の新川委員に議事の進行をお願いしています。委員の出席は 4 名であります。以上で報告を終わります。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） ただいま報告のとおり、出席委員は 4 名をもちまして会議は成立しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

これより事務局に諸般の報告を求めます。

○事務局（岸本 彌和子） 諸般の報告を申し上げます。

本日開会されました令和 7 年貝塚市教育委員会会議第 3 回定例会は、5 月 19 日付で招集告示し、本日の開議時刻を午後 1 時30分と定めてご通知申し上げます。

今回の提案事件は、議案 11 件であります。

なお、本日の議事説明員として、出席を求めた事務局の職員の職氏名は、プリントしてお手許へ配付いたしているとおりであります。以上で報告を終わります。

○ ○

○教育長職務代理者（新川 秀彦） これより日程審議に入ります。日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第 54 条の規定により、3 番 幾田 邦華 委員、4 番 西村 卓也 委員を指名いたします。

○ ○

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 次に日程第 2、会期決定の件を議題といたします。今回の会期は招集日の 1 日に決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって会期は 1 日に決定いたしました。

○ ○

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 次に日程第 3、議案第 24 号 貝塚市立学校通学区域審議会委員委嘱又は任命の件を議題といたします。

議案第 24 号 貝塚市立学校通学区域審議会委員委嘱又は任命の件

○教育長職務代理者（新川 秀彦） これより議案の説明を求めます。藤原 薫 教育部長。

○教育部長（藤原 薫） 議案第 24 号 貝塚市立学校通学区域審議会委員委嘱又は任命の件について、ご説明申し上げます。

参考資料として、貝塚市立学校通学区域審議会委員名簿をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。

貝塚市立学校通学区域審議会委員につきましては、5 月 31 日をもって、1 年の任期が満了しますので、貝塚市立学校通学区域審議会規則第 3 条の規定に基づき、新たに委嘱及び任命しようとするものです。

学識経験を有する者として、校園長、PTA 協議会、町会連合会の代表から宮瀧 秀一郎 二色学園校長はじめ 18 名の方々、市の職員として藤原 薫 教育部長、荒木 規夫 教育部参与の 2 名を委員に委嘱又は任命しようとするものです。

なお、町会連合会からの代表 12 名につきましては、会長、副会長、幹事の方々を推薦いただくことになっていますが、役職が 5 月 26 日の総会にて決定となることから、決定次第、教育委員会会議でご報告いたします。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○

○

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 次に日程第4、議案第25号 貝塚市奨学生選考委員会委員委嘱又は任命の件を議題といたします。

議案第25号 貝塚市奨学生選考委員会委員委嘱又は任命の件

○教育長職務代理者（新川 秀彦） これより議案の説明を求めます。荒木 規夫 教育部参与。

○教育部参与（荒木 規夫） 議案第25号 貝塚市奨学生選考委員会委員委嘱又は任命の件について、ご説明申し上げます。

参考資料として、貝塚市奨学生選考委員会委員名簿をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。

貝塚市奨学生選考委員会委員につきましては、5月31日をもって、1年の任期が満了しますので、新たに委嘱及び任命しようとするものです。

民生委員・児童委員協議会の太田 新二 氏と、中谷 浅子 氏、PTA協議会の中 洋一 氏、校
園長会の秦 真人 第一中学校校長、本市の執行機関の職員から藤原 薫 教育部長と、荒木 規夫
教育部参与、以上6名の方々を委員に委嘱又は任命しようとするものです。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。通信制学校へ進学する学生も奨学生の対象となりますか。松井 大祐
学校教育課参事。

○学校教育課参事（松井 大祐） 現在、通信制学校につきましては、奨学金貸付の対象外とさせていただいております。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 他にございませんか。後上 史子 委員。

○委員（後上 史子） 通信制学校が奨学金貸付の対象外である理由と、今後通信制学校が奨学金貸付の
対象となる可能性について教えてください。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 松井 大祐 学校教育課参事。

○学校教育課参事（松井 大祐） 通信制学校が対象外になっておりますのは、古くにできた条例に基づ
くものであり、当時、通信制学校に通うご家庭がごくわずかしかなかったことが考えられます。現在、
通信制学校に通うご家庭は大幅に増えておりますし、様々な教育の門戸を開くという意味から、通信制
学校も対象となるよう、今後他市の状況等も情報収集しながら考えてまいります。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 次に日程第 5、議案第 26 号 貝塚市立学校結核健康診断検討委員会委員委嘱の件を議題といたします。

議案第 26 号 貝塚市立学校結核健康診断検討委員会委員委嘱の件

○教育長職務代理者（新川 秀彦） これより議案の説明を求めます。荒木 規夫 教育部参与。
○教育部参与（荒木 規夫） 議案第26号 貝塚市立学校結核健康診断検討委員会委員委嘱の件について、ご説明申し上げます。

参考資料として、貝塚市立学校結核健康診断検討委員会委員名簿をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。

貝塚市立学校結核健康診断検討委員会委員につきましては、5月31日をもって、1年の任期が満了しますので、新たに委嘱しようとするものです。

貝塚市立学校結核健康診断検討委員会規則第3条の規定により委員は若干名をもって組織し、学校医のうちから委嘱するとされておりますことから、学校医であります市川 正裕 氏、高松 健次 氏、及び川崎 康寛 氏、以上3名の方々を委員に委嘱しようとするものです。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。西村 卓也 委員。

○委員（西村 卓也） 現在、結核に罹患した児童生徒はいますか。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 松井 大祐 学校教育課参事。

○学校教育課参事（松井 大祐） 現在、結核と診断されている児童生徒の報告はあがってきておりません。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 次に日程第 6、議案第 27 号 貝塚市立学校いじめ対策審議会規則の一部を改正する規則制定の件を議題といたします。

議案第 27 号 貝塚市立学校いじめ対策審議会規則の一部を改正する規則制定の件

○教育長職務代理者（新川 秀彦） これより議案の説明を求めます。荒木 規夫 教育部参与。

○教育部参与（荒木 規夫） 議案第27号 貝塚市立学校いじめ審議会規則の一部を改正する規則制定について、ご説明申し上げます。

参考資料として、規則の新旧対照表をお示ししていますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

本市のいじめ審議会はいじめの重大事態が生じた際の調査委員会を兼ねており、今年度開催いたしましたいじめ審議会にて、委員よりいじめの重大事態が生起し、調査が必要となった際には臨時委員の増員が必須であるとの助言をいただきました。それに伴い、必要に応じて臨時委員の増員ができるように規則を改正しようとするものです。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議のうえ、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

- 教育長職務代理者（新川 秀彦） 議案の説明が終わりました。
ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。
これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。
本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○

○

- 教育長職務代理者（新川 秀彦） 次に日程第7、議案第28号 財産を支払手段として使用する件を議題といたします。

議案第28号 財産を支払手段として使用する件

- 教育長職務代理者（新川 秀彦） これより議案の説明を求めます。荒木 規夫 教育部参与。
- 教育部参与（荒木 規夫） 議案第28号 財産を支払手段として使用する件についてご説明します。
現在、令和8年4月の子どもたちが使用しているタブレット端末、iPadを一括して新しいものに交換するため、リース契約に向けた準備を進めているところです。
今回のiPadのリースに係る費用では、現在使用しているiPadのうち、稼働する6千600台を下取りに出し、その下取り額3千775万2千円を新たなiPadの金額から差し引く計算となっております。
今使用しているiPadは、一括購入をしたため、本市の財産となっており、この財産を支払い手段として使用する場合は、地方自治法第96条第1項第6号の規定に則り、教育委員会会議及び議会による議決が必要となることから、本件を上程したものです。
以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。
- 教育長職務代理者（新川 秀彦） 議案の説明が終わりました。
ただいまより質疑に入ります。西村 卓也 委員。
- 委員（西村 卓也） これは来年4月から新しい端末を導入するためにiPadをリユースするということですか。
- 教育長職務代理者（新川 秀彦） 松井 大祐 学校教育課参事。
- 学校教育課参事（松井 大祐） いわゆる下取りに出すということで、下取り後、iPadの使い先についてはわかりませんが、業者に正當に引き取っていただき、その金額を次のリース分に充当するという考えです。
- 教育長職務代理者（新川 秀彦） 幾田 邦華 委員。
- 委員（幾田 邦華） iPadを新しいものに交換するにあたり、何か基準等はあるのですか。
- 教育長職務代理者（新川 秀彦） 松井 大祐 学校教育課参事。
- 学校教育課参事（松井 大祐） 現在子どもたちが使用しているiPadは、ファーストギカと言われるもので、今度はセカンドギカになりますが、このタイミングで交換する理由としましては、府の一斉購入である共同調達にすると補助金が出るため、通常の市単費での購入より安価になるというメリットがあるからです。
- 教育長職務代理者（新川 秀彦） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。
これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○

○

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 次に日程第8、議案第29号 貝塚市社会教育委員委嘱の件を議題といたします。

議案第29号 貝塚市社会教育委員委嘱の件

○教育長職務代理者（新川 秀彦） これより議案の説明を求めます。藤原 薫 教育部長。

○教育部長（藤原 薫） 議案第29号 貝塚市社会教育委員委嘱の件について、ご説明申し上げます。

本市社会教育委員につきましては、本年5月31日をもって2年の任期が満了となりますことから、社会教育法第15条及び貝塚市社会教育委員条例の規定に基づき、議案書に記載のとおり、学校教育の関係者から1名、社会教育の関係者から5名、家庭教育の向上に資する活動を行う者から1名、学識経験のある者から3名の方々を委員として新たに委嘱しようとするものであります。

参考資料として、貝塚市社会教育委員名簿をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。

学校教育分野の西小学校長 赤阪 朋子 氏をはじめ10名の方々を委員として委嘱しようとするものです。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 議案の説明が終わりました。

ただいまより質疑に入ります。後上 史子 委員。

○委員（後上 史子） 社会教育委員の活動内容と活動や会議頻度を教えてください。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 原 千恵子 社会教育課長。

○社会教育課長（原 千恵子） 年4回会議を開催しまして、社会教育関係各課・館の事業予定や社会教育努力目標等の策定に関する助言をいただいております。また、年3回程度社会教育委員を対象とした研修会を任意で案内し、希望により出席いただいております。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 今期から新たに委員となられたかたはどなたですか。また選任の基準があれば教えてください。原 千恵子 社会教育課長。

○社会教育課長（原 千恵子） 今期から新たに委員を委嘱しようとするかたは、学校教育の関係者として赤阪 朋子 氏、社会教育の関係者として佐々木 裕子 氏、学識経験のある者として今岡 真和氏、猪口 睦子 氏の4名です。またその選定につきましては、年齢・性別等のバランスを考慮しつつ、社会教育に対しての専門性と深い関心を持ち、積極的に意見を述べていただけたかたという点を基準としております。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○

○

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 次に日程第9、議案第30号 貝塚市地域学校協働活動推進員解嘱の件を議題といたします。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） これより議案の説明を求めます。藤原 薫 教育部長。

○教育部長（藤原 薫） 議案第30号 貝塚市地域学校協働活動推進員解嘱の件について、ご説明申し上げます。

社会教育法第9条の7及び貝塚市地域学校協働活動推進員設置要綱に基づき、高橋 裕野 氏を令和6年6月1日から令和8年3月31日までの任期中で貝塚市地域学校協働活動推進員として委嘱しているところでございますが、高橋 裕野 氏の一身上の都合により令和7年5月22日付けで委嘱を解こうとするものです。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。西村 卓也 委員。

○委員（西村 卓也） 貝塚市地域学校協働活動推進員委員会は何人で構成されているのですか。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 藤原 薫 教育部長。

○教育部長（藤原 薫） 特に貝塚市地域学校協働活動推進員による委員会はありませんが、現在、葛城小学校区で1名、中央小学校区で1名、東小学校区で1名、南小学校区で1名、第二中学校で1名、第四中学校で1名が委嘱されております。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 後上 史子 委員。

○委員（後上 史子） 委員会はないということですが、組織としてどのような事をされているのですか。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 原 千恵子 社会教育課長。

○社会教育課長（原 千恵子） 貝塚市地域学校協働活動推進員のかたには、地域と学校を繋ぐコーディネーターとしての役割を担っていただいております。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 藤原 薫 教育部長。

○教育部長（藤原 薫） 貝塚市地域学校協働活動推進員の組織というものはございませんが、各校区において原 千恵子 社会教育課長からご説明がありましたような活動をしていただいております。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 後上 史子 委員。

○委員（後上 史子） 個別で活動をしていると、悩みや問題が起こった時に相談先が欲しくなると思うのですが、そのような相談先や一緒に活動するというような別組織というものはありますか。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 藤原 薫 教育部長。

○教育部長（藤原 薫） 別組織や相談をお聞きできるような組織は現在ございませんが、将来的には、貝塚市地域学校協働活動推進員のかたで情報交換する場を設けることは可能かと考えられます。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○

○

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 次に日程第10、議案第31号 貝塚市文化財保護審議会委員委嘱の件を議題といたします。

議案第 31 号 貝塚市文化財保護審議会委員委嘱の件

○教育長職務代理者（新川 秀彦） これより議案の説明を求めます。藤原 薫 教育部長。

○教育部長（藤原 薫） 議案第31号 貝塚市文化財保護審議会委員委嘱の件について、ご説明申し上げます。

参考資料として、貝塚市文化財保護審議会委員名簿をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。

貝塚市文化財保護審議会委員につきましては、本年5月31日をもって2年の任期が満了となりますことから、貝塚市文化財保護条例第45条及び同条例施行規則第22条の規定に基づき、新たに委嘱しようとするものであります。学識経験のある者として、藤本 清二郎 氏をはじめ、6名の方々を委員として委嘱しようとするものです。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。今回新たに委員となられたかたと、選任の基準について教えてください。地村 邦夫 社会教育課参事。

○社会教育課参事（地村 邦夫） 今回の6名の方々は全員再任となっておりますが、そのうち西 敏明氏と 和泉 大樹 氏につきましては、昨年度新たに委員になっていただいたばかりですので、まだ実質1年ほど務めていただいている状態です。また、選任の基準につきましては、歴史学その他に学識経験のあるかたから選ぶことになっております。文化財におきましては、種類が全部で8種類ありますので、その中から文化財指定や保存活用の面で、その時に特に必要なかたになっていただけるように選任させていただいている次第です。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 次に日程第11、議案第32号 貝塚市立公民館運営審議会委員委嘱の件を議題といたします。

議案第32号 貝塚市立公民館運営審議会委員委嘱の件議案

○教育長職務代理者（新川 秀彦） これより議案の説明を求めます。藤原 薫 教育部長。

○教育部長（藤原 薫） 議案第32号 貝塚市立公民館運営審議会委員委嘱の件について、ご説明申し上げます。

貝塚市立公民館運営審議会委員につきましては、貝塚市立公民館条例第4条の規定により、本年5月31日をもちまして、2年の任期が満了となりますことから、新たに委員を委嘱しようとするものであります。

学校教育の関係者及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、永寿小学校校長 大西里可 氏をはじめ10名の方々を委員として委嘱しようとするものであります。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。後上 史子 委員。

○委員（後上 史子） 貝塚市立公民館運営審議会委員の活動頻度や内容を教えてください。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 甲斐 裕二 中央公民館長。

○中央公民館長（甲斐 裕二） 貝塚市立公民館運営審議会は年4回開催されております。内容につきましては公民館長の諮問に基づき、公民館が実施する講座やイベント等の事業についてご審議いただきご

意見をいただいております。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 他にございませんか。後上 史子 委員。

○委員（後上 史子） 以前、公民館を今後どのようにしていくのかということについて、私たちも教育長から意見を求められましたが、審議会では現在どのような話し合いがされているのかを教えてください。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 甲斐 裕二 中央公民館長。

○中央公民館長（甲斐 裕二） 貝塚市の公民館には70年の歴史があり、子育て支援に関する活動をはじめ、全国から注目されている活動も多くありますが、これまでの公民館活動の再評価と、今後の貝塚市の公民館のありかたについての2点を諮問させていただき、2月に答申をいただいたところです。今後、委員の方々からいただきました答申や、先日教育委員の皆さまからいただきましたご意見を踏まえた上で、運営していければと考えております。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 今期から新たに委員となられたかたと、選任の基準について教えてください。甲斐 裕二 中央公民館長。

○中央公民館長（甲斐 裕二） 今回新たに委嘱しようとするかたは、学校教育の関係者から大西 里可氏、社会教育の関係者からは宮崎 和昭氏、北本 光和氏、阿部 堯氏、麻生川 正光氏、鷺尾 伸子氏の6名です。選任の基準としましては、館長からの諮問に基づき、公民館の運営や公民館が実施する事業やイベント等についてご意見を伺うことを目的にしておりますので、それぞれ所属の団体からご推薦いただいた方々に委嘱させていただいております。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 次に日程第12、議案第33号 令和7年度教育費補正予算(第2号)の件を議題といたします。

議案第33号 令和7年度教育費補正予算(第2号)の件

○教育長職務代理者（新川 秀彦） これより議案の説明を求めます。藤原 薫 教育部長。

○教育部長（藤原 薫） 議案第33号 令和7年度教育費補正予算(第2号)の件について、ご説明申し上げます。

まず、歳入の表をご覧ください。

第15款府支出金、第3項委託金、第8目教育費委託金における40万円の補正は、大阪府から委託された事業「英語教育推進事業費委託金」を計上するものであります。

次に、歳出の表をご覧ください。

第10款教育費、第1項教育総務費、第3目教育指導費における40万円の追加補正は、二色学園において、先進的な英語教育の取組みを推進することを目的に、歳入のほうで説明しました、大阪府から委託された「英語教育推進事業」にかかる経費を計上するものでございます。具体的には、教員の資質向上のために講師を招いて研修する際の諸謝金や先進校視察用の旅費、研究に必要な紙類等を購入するための消耗品、英語や外国語の指導に関する書籍を購入するための図書費を計上しております。

次に、第10款教育費、第2項小学校費、第2目教育振興費、第12節委託料の電算委託料と第13節使用料及び賃借料のクラウド利用料における4千256万円と、第10款教育費、第3項中学校費、第2目教育振興費、第12節委託料の電算委託料と第13節使用料及び賃借料のクラウド利用料における2千454万円の補

正は、校務支援システムを整備するための経費を計上するものであります。

次に、第10款教育費、第5項社会教育費、第5目図書館費における1千140万3千円の補正は、電子図書館導入事業における経費を計上するものであります。具体的には、電子書籍の連携版初期導入費用、連携サービス設定及び導入費用、クラウド利用料、雑誌読み放題サービス使用料、買い切り型電子書籍資料使用料、有期限電子書籍資料使用料、電子書籍書誌情報抽出マーク使用料及び広報チラシ作成費用を計上するものです。

次に債務負担行為の表をご覧ください。

先ほど歳出のところで説明しました、校務支援システムの整備運用業務について令和12年度まで委託契約を締結しようとすることから、債務負担行為を設定するものであります。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。幾田 邦華 委員。

○委員（幾田 邦華） 歳出の10款第2項から第5項に含まれているクラウド使用料について詳しく教えてください。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 松井 大祐 学校教育課参事。

○学校教育課参事（松井 大祐） パソコンで校務支援システムを導入し、活用するために必要な使用料とお考えいただけたらと思います。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 橋口 真一郎 図書館長。

○図書館長（橋口 真一郎） 電子図書館におけるクラウド使用料につきましても、先程の松井 大祐 学校教育課参事のご答弁と同様のもので、2025年分の利用料を計上しております。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 校務支援システムの導入により、児童・生徒・保護者・先生にとってどのようなメリットがありますか。松井 大祐 学校教育課参事。

○学校教育課参事（松井 大祐） 校務支援システムの最大の強みは、データの一元化です。先生方が様々な持っているデータを一元管理できることにより、データを探したり抽出したりすることにかかる時間の削減が想定されます。それに伴い、先生方の一定の勤務時間の軽減を図ることと、その軽減された時間を教材研究や子どもとの面談に充てることにより、子どもの学力や精神面でのサポートに繋がるという面においては子どもの利に資するところだと考えております。保護者に関しましては、その校務支援システムと連携した保護者の連絡ツールがございます。それを導入することによって、欠席連絡や、現在配付しております様々な紙類を全て電子でお送りすることが可能になりますので、タイムリーに携帯電話等にアプリで通知ができることで学校のことをよく知っていただけることと、保護者が都合の良いタイミングでアクセスできるということから、欠席連絡等にも一定の負担減にはなるのではないかと考えております。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○教育長職務代理者（新川 秀彦） 次に日程第13、議案第34号 令和7年貝塚市教育委員会会議第2回臨時会会議録承認の件を議題といたします。

議案第34号 令和7年貝塚市教育委員会会議第2回臨時会会議録承認の件

○教育長職務代理者（新川 秀彦） お諮りいたします。令和7年貝塚市教育委員会会議第2回臨時会

議録の朗読は、省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、会議録の朗読は、省略することに決定されました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定されました。

○

○

○教育長職務代理者（新川 秀彦） これをもちまして、令和7年貝塚市教育委員会会議第3回定例会を閉会いたします。

午後2時14分 閉会

貝塚市教育委員会教育長	
貝塚市教育委員会委員	
貝塚市教育委員会委員	